

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………
- ………（都市整備局住宅政策推進部不動産業課）…
- 基本測量の実施……………（都市整備局都市基盤部調整課）…
- 公共測量の終了（五件）……………（同）…
- 建築士法による行政処分……………
- ………（都市整備局市街地建築部建築企画課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局多摩環境事務所環境改善課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（同）…
- 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）…
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定（二件）…（建設局道路管理部監察指導課）…
- 漁業法による選挙権を有する者の総数の三分の一の数……………
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………
- 防災街区整備事業組合の理事長の就任……………

公告

- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………
- 防災街区整備事業組合の理事長の就任……………

- ………（都市整備局市街地整備部防災都市づくり課）…
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………
- ………（都市整備局市街地整備部再開発課）…
- 開発行為に関する工事完了（二件）……………
- ………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…
- 放置車両確認事務の委託（二十件）……………（警視庁）…
- 東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定の廃止……………（東京都職員共済組合）…
- 東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定……………（同）…
- 東京都職員共済組合の役員退職及び就職……………（同）…

雑報

告示

●東京都告示第二十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 被処分者

- (一) 商号 株式会社和光総合研究所
- (二) 代表者氏名 代表取締役 成田 功
- (三) 主たる事務 所 大田区蒲田四丁目二十三番十二号
- (四) 免許証番号 東京都知事(六)第六一六八七号
- (五) 免許年月日 平成二十四年八月十六日
- 二 処分年月日 平成二十八年十二月二十七日
- 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間（平成二十九年一月三十日から同年二月二十八日まで）

一月三十日から同年二月二十八日まで）

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第二十四号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年一月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量（離島の基準点設置作業）
- 三 測量の区域 小笠原村地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十月十六日から平成二十九年三月三十一日まで

●東京都告示第二十五号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、八王子市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年一月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測量の種類 公共測量（基準点復旧測量）
- 三 測量の区域 八王子市打越町地内
- 四 測量の期間 平成二十八年七月十一日から平成二十八年十月十七日まで

●東京都告示第二十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、昭島市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年一月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 昭島市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 昭島市松原町一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月十九日から平成二十八年九月二十四日まで

●東京都告示第二十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、千代田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年一月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量(都市再生地籍調査)
- 三 測量の区域 千代田区東神田二丁目、東神田三丁目及び岩本町三丁目各地方内
- 四 測量の期間 平成二十七年十一月九日から平成二十八年五月二十六日まで

●東京都告示第二十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、豊島区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年一月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 豊島区
- 二 測量の種類 公共測量(公共基準点復旧及び復元作業請負(単価契約)委託第一号)
- 三 測量の区域 豊島区要町三丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年四月一日から平成二十八年八月三十一日まで

●東京都告示第二十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、足立区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年一月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区江北四丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十八年八月一日から平成二十八年九月十三日まで

●東京都告示第三十号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「法」という。)第十条第一項の規定による建築士の処分をしたの

で、同条第五項及び建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)第六条の三の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 被処分者の氏名、建築士の別及び登録番号
別表のとおり
- 二 処分をした年月日
平成二十八年十一月十五日
- 三 処分の内容
戒告
- 四 処分の原因となった事実
法第二十二條の二に規定する講習を期限内に受講しなかつたことが、法第十条第一項第一号に該当するため

別表

氏名	建築士の別	登録番号
谷口 聖隆	二級建築士	東京都知事登録 第29667号
菅野 高志	二級建築士	東京都知事登録 第33144号
飯尾 登	二級建築士	東京都知事登録 第41124号
田辺 和也	二級建築士	東京都知事登録 第52022号
伊藤 武徳	二級建築士	東京都知事登録 第57811号
白橋 勝豊	二級建築士	東京都知事登録 第58773号
川島 治	二級建築士	東京都知事登録 第65983号
木下 隆義	二級建築士	東京都知事登録 第75399号

●東京都告示第三十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

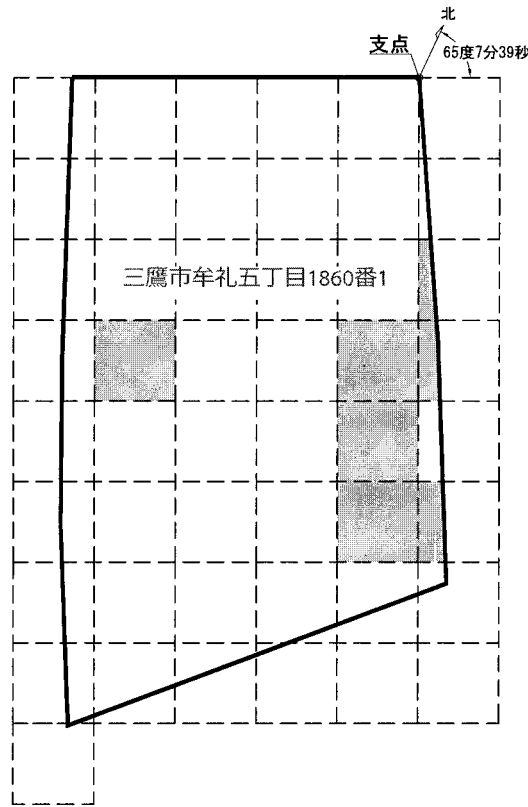
平成二十九年一月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（三鷹市牟礼五丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



凡 例

- 筆境界線(調査対象地)
- 形質変更時要届出区域
- 単位区画線

〈支点〉
 支点は、三鷹市牟礼五丁目1860番1の最北端とする。

〈格子の回転角度:65度7分39秒〉
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三十二号

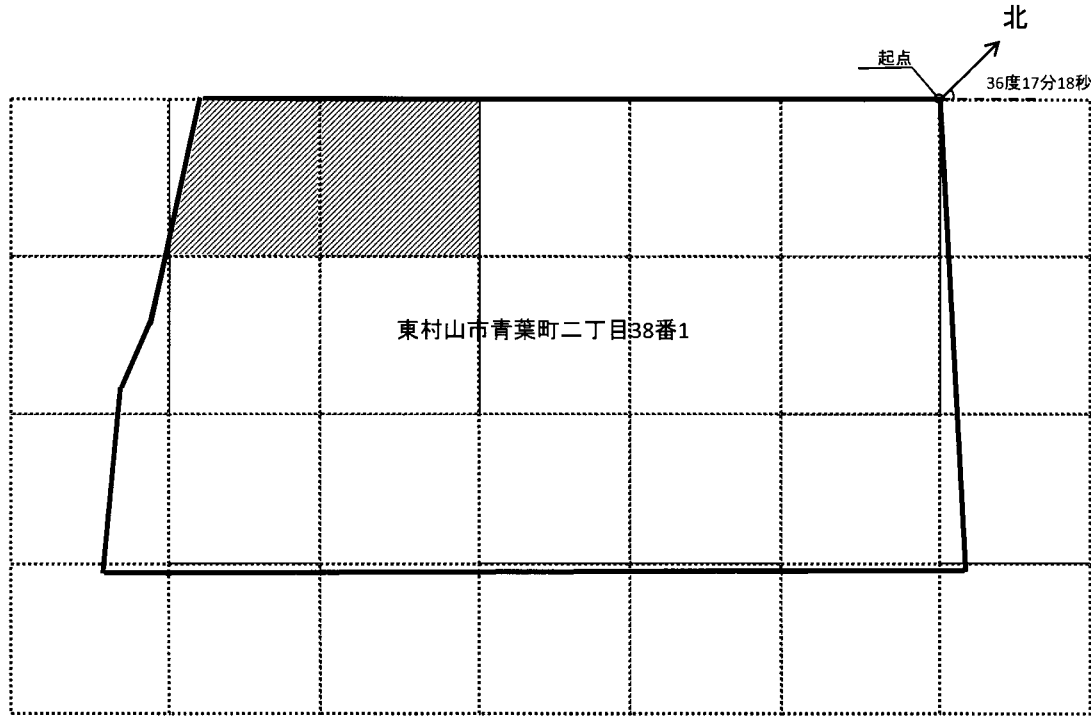
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第七百五号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年一月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(東村山市青葉町二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



■凡例

- : 単位区画
- : 敷地境界(調査対象地)
- : 指定を解除する区域

■起点

起点は、東村山市青葉町二丁目38番1の最北端とする。

■格子の回転角度 (36度17分18秒)

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三十三号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、平成二十八年四月一日付けで身体に障害のある者の診断を担当する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十九年東京都規則第四百十八号)第四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月十三日

東京都知事 小池 百合子

1 視覚障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
平沢 学	眼科	東京歯科大学水道橋病院	千代田区三崎町2-9-18
谷口 紗織	眼科	東京歯科大学水道橋病院	千代田区三崎町2-9-18
田邊 樹郎	眼科	独立行政法人地域医療機能推進機構東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町5-1
後藤 洋平	眼科	昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲5-1-38
岩波 将輝	眼科	独立行政法人国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘2-5-1
長村 洋徳	眼科	東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1
堀江 長春	眼科	医療法人社団達洋会 杉田眼科	葛飾区東金町3-19-1
志野原 知子	眼科	みるるクリニック原町田	町田市原町田1-15-18

2 平衡機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
古橋 哲	リハビリテーション科	医療法人社団輝生会初台リハビリテーション病院	渋谷区本町3-53-3

3 聴覚、平衡機能、音声・言語機能又はそしゃく機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
三浦 康士郎	耳鼻咽喉科	医療法人財団神尾記念病院	千代田区神田淡路町2-25
中条 恭子	耳鼻咽喉科	聖路加国際病院	中央区明石町9-1
草間 薫	耳鼻咽喉科	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1
		東京都立北療育医療センター	北区十条台1-2-3
池田 篤生	耳鼻咽喉科	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1

4 肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
折目 由紀彦	心臓血管外科	日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6
中村 哲哉	心臓血管外科	日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6
石田 悠	小児科	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1
		東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町1163
瀧川 慎也	整形外科	医療法人社団広恵会春山記念病院	新宿区百人町1-24-5
植松 卓哉	整形外科	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5
渋谷 肇	脳神経外科	白鬚橋病院	墨田区東向島4-2-10
千葉 直樹	整形外科	医療法人社団健育会石川島記念病院	中央区佃2-5-2
		医療法人社団隆靖会墨田中央病院	墨田区京島3-67-1
細田 悟	リハビリテーション科	大田病院	大田区大森東4-4-14
内川 伸一	整形外科	国立研究開発法人国立成育医療研究センター	世田谷区大蔵2-10-1
江口 佳孝	整形外科	国立研究開発法人国立成育医療研究センター	世田谷区大蔵2-10-1
田中 正人	脳神経外科	医療法人社団正真会世田谷脳神経外科クリニック	世田谷区船橋5-33-15
間 浩通	整形外科	樺島病院	杉並区浜田山4-1-8
谷野 大輔	整形外科	樺島病院	杉並区浜田山4-1-8
富澤 英明	整形外科	樺島病院	杉並区浜田山4-1-8
田中 鉄兵	脳神経外科	医療法人社団大成会長沙病院	豊島区池袋1-5-8

保富 俊宏	整形外科	医療法人社団大成会長汐病院	豊島区池袋1-5-8
澤井 秀彰	整形外科	医療法人社団大成会長汐病院	豊島区池袋1-5-8
三尾 健介	整形外科	国家公務員共済組合連合会立川病院	立川市錦町4-2-22
瀧美 正純	内科	医療法人社団芙蓉会 ふよう病院	町田市鶴間544
杉山 恵一郎	リハビリテーション科	医療法人財団保養会 竹丘病院	清瀬市竹丘2-3-7
瀬戸 宏明	整形外科	公益財団法人東京都保健医療公社多摩南部地域病院	多摩市中沢2-1-2

5 呼吸器機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
南宮 湖	呼吸器内科	公益財団法人ライフ・エクステンション研究所付属永寿総合病院	台東区東上野2-23-16
齋藤 史武	呼吸器内科	公益財団法人ライフ・エクステンション研究所付属永寿総合病院	台東区東上野2-23-16
佐藤 庸子	内科	医療法人社団大坪会三軒茶屋第一病院	世田谷区三軒茶屋1-22-8
加藤 冠	呼吸器内科	東京健生病院	文京区大塚4-3-8
		大泉生協病院	練馬区東大泉6-3-3
村上 聡子	呼吸器外科	社会医療法人社団医善会いずみ記念病院	足立区本木1-3-7
渡部 和巨	呼吸器外科	医療法人徳洲会東京西徳洲会病院	昭島市松原町3-1-1
井上 恵理	呼吸器内科	独立行政法人国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘3-1-1

6 心臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
水野 篤	循環器内科	聖路加国際病院	中央区明石町9-1
西畑 庸介	循環器内科	聖路加国際病院	中央区明石町9-1
安達 亨	循環器内科	聖路加国際病院	中央区明石町9-1

小宮山 伸之	循環器内科	聖路加国際病院	中央区明石町9-1
馬場 彰泰	循環器内科	北里大学北里研究所病院	港区白金5-9-1
村井 綱児	循環器内科	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5
平田 陽一郎	小児科	東京大学医学部附属病院	文京区本郷7-3-1
		青梅市立総合病院	青梅市東青梅4-16-5
平田 康隆	心臓外科	東京大学医学部附属病院	文京区本郷7-3-1
荷見 映理子	循環器内科	東京大学医学部附属病院	文京区本郷7-3-1
若林 公平	循環器内科	昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲5-1-38
河村 光晴	循環器内科	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
深田 靖久	心臓血管外科	医療法人社団冠心会大崎病院東京ハートセンター	品川区北品川5-4-12
中村 啓二郎	循環器内科	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
脇坂 裕子	循環器内科	大田病院	大田区大森東4-4-14
		大田病院附属大森中診療所	大田区大森中1-22-2
藤野 紀之	循環器内科	東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1
伊藤 直	胸部外科	自衛隊中央病院	世田谷区池尻1-2-24
中村 賢	心臓血管外科	医療法人財団明理会明理会中央総合病院	北区東十条3-2-11
山田 治広	循環器科	医療法人社団洪水会東京洪誠病院	足立区西新井栄町1-17-25
矢崎 論	小児科	公益財団法人日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院	府中市朝日町3-16-1
瀧道 裕二	小児科	公益財団法人日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院	府中市朝日町3-16-1

鈴木 晴郎	心臓血管外科	医療法人徳洲会東京西徳洲会病院	昭島市松原町3-1-1
-------	--------	-----------------	-------------

7 腎臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
山本 博之	腎臓内科	聖路加国際病院	中央区明石町9-1
山下 英之	泌尿器科	北里大学北里研究所病院	港区白金5-9-1
小林 直人	内科	東京高輪病院	港区高輪3-10-11
森田 めぐみ	腎臓内科	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5
塚本 雄介	腎臓内科	医療法人社団明芳会板橋中央総合病院	板橋区小豆沢2-12-7
井下 博之	腎・高血圧内科	学校法人順天堂順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台3-1-10
苑田 祐二	腎臓内科	医療法人社団苑風会苑風会病院	足立区中央本町1-19-5
鈴木 洋通	腎臓内科	医療法人沖繩徳洲会 武蔵野徳洲会病院	西東京市向台町3-5-48

8 ぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
長瀬 雄志	外科	国家公務員共済組合連合会九段坂病院	千代田区九段南1-6-12
榎藤 立男	泌尿器科	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1
水上 博喜	消化器外科	昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲5-1-38
長崎 寿矢	消化器外科	公益財団法人がん研究会有明病院	江東区有明3-8-31
浅井 陽	小児外科	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1
原 秀彦	泌尿器科	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2

9 小腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
金田 英秀	小児外科	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1
塩崎 裕士	消化器内科	国家公務員共済組合連合会立川病院	立川市錦町4-2-22

10 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
関谷 綾子	感染症科	東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22

11 肝臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
植草 省太	小児外科	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1
有泉 俊一	外科・消化器外科	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1
		片山病院	江戸川区東松本2-14-12

12 音声・言語機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
金田 大太	神経内科	東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町35-2

13 呼吸器機能障害及び心臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
伊藤 怜司	小児科	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18
森 琢磨	小児科	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18

14 腎臓機能障害及びぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
遠田 稔	泌尿器科	武蔵小山腎泌尿器クリニック	品川区小山4-3-12 TK武蔵小山ビル2階
鈴木 雄一郎	泌尿器科	日本私立学校振興・共済事業団東京臨海病院	江戸川区臨海町1-4-2

15 ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
武智 晶彦	消化器外科	医療法人社団明芳会高島平中央総合病院	板橋区高島平1-73-1
大柄 貴寛	外科	医療法人社団明芳会新葛飾病院	葛飾区堀切3-26-5
		医療法人社団明芳会新葛飾ロイヤルクリニック	葛飾区堀切2-66-17

16 平衡機能障害、音声・言語機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
吉崎 崇仁	神経内科	慶應義塾大学病院	新宿区信濃町35
岩間 淳哉	脳神経外科	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6

17 音声・言語機能障害、そしゃく機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
入澤 寛	リハビリテーション科	世田谷記念病院	世田谷区野毛2-30-10

18 音声・言語機能障害、そしゃく機能障害及び呼吸器機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
星野 明弘	食道外科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45

19 平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

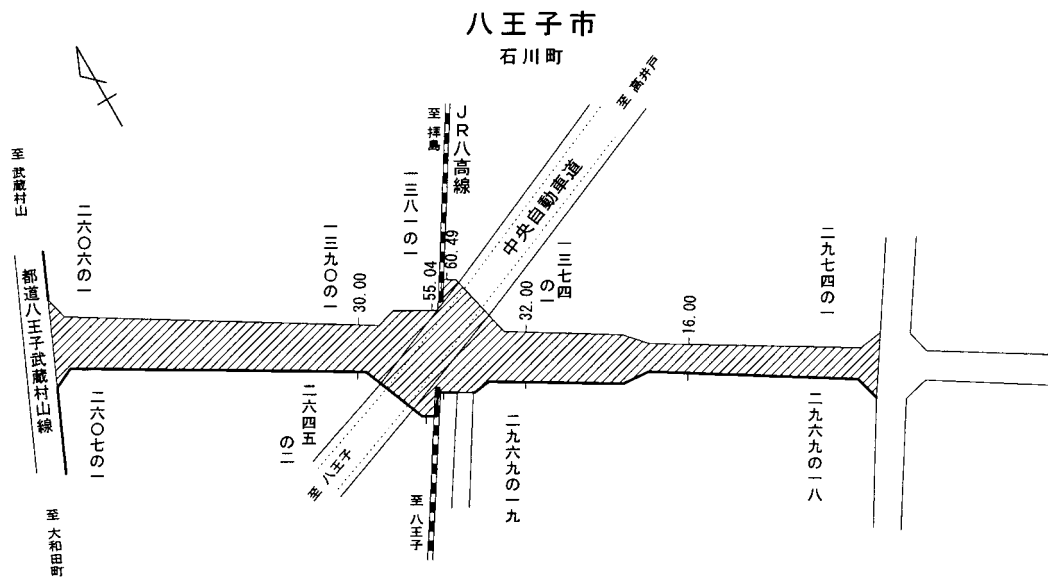
医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
下山 隆	神経内科	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5
和田 太	リハビリテーション科	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1

●東京都告示第三十四号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
 都道八王子武蔵村山線
 八王子市石川町地内

指定区間 延長 五一四・三五メートル
 (電線共同溝予定名称 八王子武蔵村山・四号)



備すべき道路を次のように指定する。
 平成二十九年一月十三日
 東京都知事 小池百合子

一 路線名
 都道八王子武蔵村山線

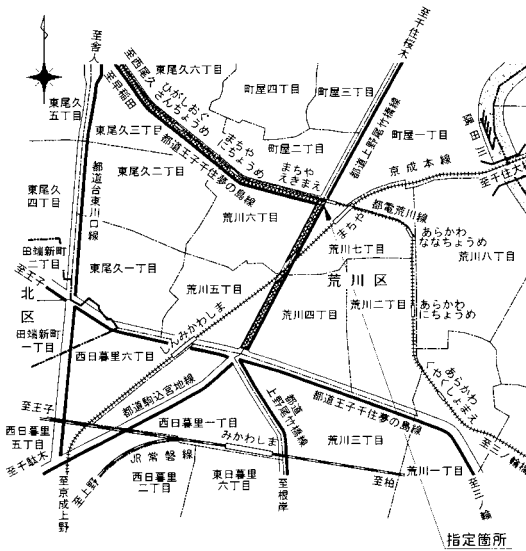
二 指定する区間
 三 指定の概要

八王子市石川町二千六百六番一地先から同所二千九百六十九番十八地先まで
 別図表示のとおり

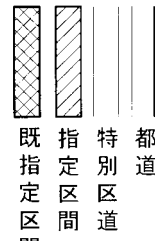
別図

●東京都告示第三十五号
電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

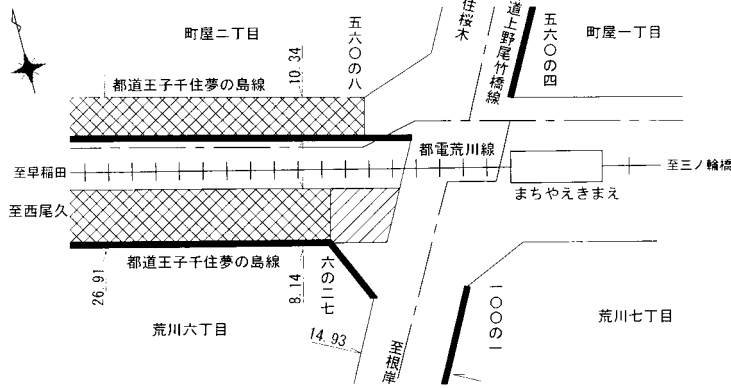
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道王子千住夢の島線
都道上野尾竹橋線
荒川区荒川六丁目〜荒川七丁目



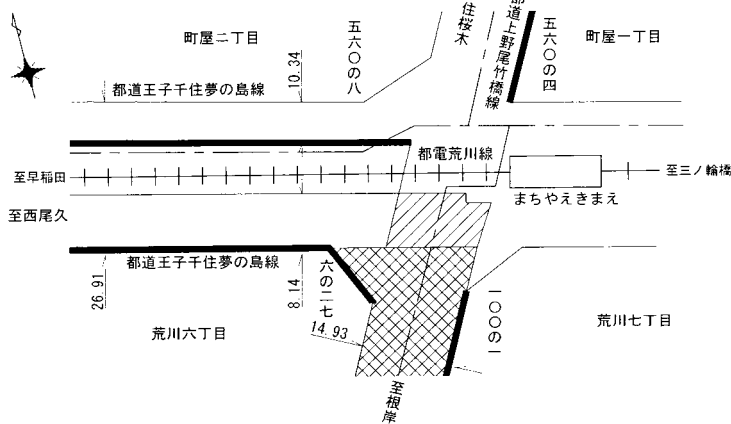
- ① 都道王子千住夢の島線
延長 一・七七メートル
(電線共同溝予定名称 王子千住夢の島・二号)
- ② 都道上野尾竹橋線
延長 八・五〇メートル
(電線共同溝予定名称 上野尾竹橋・八号)



① 都道王子千住夢の島線



② 都道上野尾竹橋線



平成二十九年一月十三日
東京都知事 小池 百合子
路線名 都道王子千住夢の島線
指定する区間 荒川区荒川六丁目六番二十七地先
指定の概要 別図表示①のとおり

路線名 都道上野尾竹橋線
指定する区間 荒川区荒川六丁目六番二十七地先から同区荒川七丁目百番一地先まで
指定の概要 別図表示②のとおり

告示(選)

東京都選挙管理委員会告示第一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第二項の規定による東京海区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十九年一月十三日

東京都選挙管理委員会

五六六

東京都選挙管理委員会告示第二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十九年一月十三日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 世田谷区岡本二丁目十七番八号
世田谷区岡本二丁目十七番八号
板橋区三園二丁目十五番二十二号
板橋区三園二丁目十五番二十二号
板橋区三園二丁目十五番二十二号

公告

防災街区整備事業組合の理事長の就任について

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第四百四十八条第三項において準用する都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により、西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十九年一月十三日

東京都知事 小池 百合子

一 氏名 佐々 一郎
二 住所 新宿区西新宿五丁目三番十六ー二〇三号

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により南小岩六丁目地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十九年一月十三日

東京都知事 小池 百合子

一 氏名
都築 毅
二 住所 江戸川区南小岩六丁目三十一番十四号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年一月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

青梅市今寺二丁目四百七十五番一、同番四及び同番六の各一部 西東京市東伏見三丁目六番十九号
タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

あきる野市瀬戸岡字柿ノ木二百二十九番一、同番五、同番十九及び同番二十 練馬区石神井町二丁目二十番六十一号
一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十九年一月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

西東京市富士町二丁目八百六十二番二、八百六十三番七及び同番二十五 練馬区石神井町二丁目二十番六十一号
一建設株式会社 代表取締役 堀口 忠美

調布市国領町五丁目六十二番二から同番四まで、同番九の一部及び同番十三から同番十 アグレ都市デザイン株式会

五まで

社
代表取締役 大林 竜一

放置車両確認事務の委託について
道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年1月13日

警視庁青梅警察署長
警視 井口 健一郎

記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 シンテイ警備株式会社
 - (2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
 - (1) 区域 警視庁青梅警察署の管轄区域
 - (2) 期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年1月13日

警視庁五日市警察署長
警視 橋本 晴彦

記

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 シンテイ警備株式会社
 - (2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号
- 2 確認事務を行う区域及び期間
 - (1) 区域 警視庁五日市警察署の管轄区域
 - (2) 期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年1月13日

警視庁福生警察署長

警視 高 口 雅 人

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁福生警察署の管轄区域

(2) 期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年1月13日

警視庁八王子警察署長

警視 正 山 口 紀 浩

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社セノン

(2) 所在地 新宿区西新宿二丁目1番1号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁八王子警察署の管轄区域

(2) 期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年1月13日

警視庁高尾警察署長

警視 加 島 秀 幸

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社セノン

(2) 所在地 新宿区西新宿二丁目1番1号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁高尾警察署の管轄区域

(2) 期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年1月13日

警視庁南大沢警察署長

警視 井 上 明 仁

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社セノン

(2) 所在地 新宿区西新宿二丁目1番1号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁南大沢警察署の管轄区域

(2) 期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年1月13日

警視庁町田警察署長

警視正 藤 永 和 也

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁町田警察署の管轄区域

(2) 期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年1月13日

警視庁日野警察署長

警視 勝 見 忠 法

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁日野警察署の管轄区域

(2) 期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年1月13日

警視庁多摩中央警察署長

警視 大 田 晃 央

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社コアズ

(2) 所在地 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番34号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁多摩中央警察署の管轄区域

(2) 期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年1月13日

警視庁昭島警察署長

警視 榎 本 成 嘉

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁昭島警察署の管轄区域

(2) 期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年1月13日

警視庁立川警察署長

警視正 松 永 憲 一 郎

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 シンデヤ警備株式会社

(2) 所在地 中央区新富一丁目8番8号

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁立川警察署の管轄区域

(2) 期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年1月13日

警視庁東大和警察署長

警視 吹 浦 秀 俊

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁東大和警察署の管轄区域

(2) 期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年1月13日

警視庁府中警察署長

警視 池 田 学

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁府中警察署の管轄区域

(2) 期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年1月13日

警視庁小金井警察署長

警視 齋 藤 裕

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁小金井警察署の管轄区域

(2) 期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年1月13日

警視庁田無警察署長

警視 鐘ヶ江 清 貴
記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁田無警察署の管轄区域

(2) 期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年1月13日

警視庁小平警察署長

警視 高橋 精 一
記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁小平警察署の管轄区域

(2) 期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年1月13日

警視庁東村山警察署長

警視 中根 康 太 郎
記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁東村山警察署の管轄区域

(2) 期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成29年1月13日

警視庁武蔵野警察署長

警視 米 次 孝
記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁武蔵野警察署の管轄区域

(2) 期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

雑報

●東京都職員共済組合告示第一号

平成二十八年東京都職員共済組合告示第二号により告示した東京都職員共済組合理事長の職務代理者の指定は、平成二十八年十一月三十日をもって廃止した。

平成二十九年一月十三日

東京都職員共済組合

理事長 中 西 充

●東京都職員共済組合告示第二号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第十二条第一項の規定に基づき、平成二十八年十二月一日付けで、東京都職員共済組合理事長の職務代理を行う者として、理事黒田祥之を指定した。

平成二十九年一月十三日

東京都職員共済組合

理事長 中 西 充

東京都職員共済組合の役員の退職及び就職に

ついて

東京都職員共済組合の役員に次のとおり退職及び就職があったので、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号）第十四条第四項の規定に基づき公告する。

平成二十九年一月十三日

東京都職員共済組合

理事長 中 西 充

一 退職役員

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年1月13日

警視庁三鷹警察署長

警視 高 浜 直 也

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社アネシス

(2) 所在地 千代田区神田小川町三丁目3番地

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁三鷹警察署の管轄区域

(2) 期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

放置車両確認事務の委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定により、次の法人に放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務を行わせることとしたので、同法第51条の12第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年1月13日

警視庁調布警察署長

警視 大 庭 徹

記

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 株式会社ジェイ・エス・エス

(2) 所在地 千代田区平河町一丁目8番2号-603

2 確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域 警視庁調布警察署の管轄区域

(2) 期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

役職名	氏名	所 属	退職年月日
理事長	中西 充	東京都副知事	平成二十八年十一月三十日
理事	中西 充	東京都副知事	同日
同右	黒田 祥之	東京都職員共済組合事務局長	同日
同右	多羅尾光睦	東京都総務局長	同日
同右	田中 秀司	港区副区長	同日
同右	山下 勇	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課	同日
同右	吉川 貴夫	目黒区民生生活部国保年金課(退職時)	同日
同右	宮崎 昌治	東京都交通局車両電氣部志村車両検査場	同日
同右	諸隈 信行	東京都水道局南部支所品川営業所	同日
監事	志賀 徳壽	特別区人事・厚生事務組合副管理者	同日
同右	座光寺成夫	渋谷区会計管理室(退職時)	同日
同右	武藤 弘道	前水道局北部第二支所(学識経験者)	同日
二 就職役員			
役職名	氏名	所 属	就職年月日
理事長	中西 充	東京都副知事	平成二十八年十二月一日
理事	中西 充	東京都副知事	同日
同右	黒田 祥之	東京都職員共済組合事務局長	同日
同右	多羅尾光睦	東京都総務局長	同日
同右	田中 秀司	港区副区長	同日
同右	山下 勇	東京都産業労働局雇用就業部労働環境課	同日
同右	吉川 貴夫	目黒区民生生活部国保年金課(退職時)	同日
同右	宮崎 昌治	東京都交通局車両電氣部志村車両検査場	同日
同右	諸隈 信行	東京都水道局南部支所品川営業所	同日
監事	志賀 徳壽	特別区人事・厚生事務組合副管理者	平成二十八年十二月十五日
同右	座光寺成夫	渋谷区会計管理室(退職時)	同日
同右	武藤 弘道	前水道局北部第二支所(学識経験者)	同日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
リサイクルできます。